

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡皆野町大字上日野沢字市道 一八九〇番一地先から同郡同町大 字上日野沢字市道一八九〇番一地 先まで		区 間
十六・一五〇 三十六・三九	十一・七二〇 二十七・四四	敷地の幅員 (メートル)
三六・八七		(メートル) 延長
野沢工区) 災害防除工事(上日		備 考